

令和6年度大船渡市 I L C 推進協議会総会

日 時 令和6年8月26日(月)午後2時

場 所 大船渡市民文化会館 1階 会議室1・2

一 次 第 一

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

議案第1号 令和5年度事業報告について

議案第2号 令和6年度事業計画(案)について

4 その他

5 閉 会

議案第 1 号 令和 5 年度事業報告について

令和 5 年度事業報告

令和 4 年 2 月 14 日に文部科学省が公表した有識者会議による「国際リニアコライダー（ILC）計画の諸課題に関する議論のまとめ」では、素粒子研究の学術的意義について重要性を認めるものの、「ILC 準備研究所段階への移行については、時期尚早と言わざるを得ない」とされ、立地問題を一旦切り離し、国際協力による加速器の技術開発を段階的に展開していくこと等が提言されました。

ILC 国際推進チーム (IDT) は、大型加速器建設を国際プロジェクトとして行う場合の実施プロセスの草案を作成する国際有識者会議を発足させるとともに、世界の研究機関が連携し、参加機関の分担によって開発研究する ILC テクノロジーネットワーク (ITN) の発足に向け調整し、令和 5 年 7 月に高エネルギー加速器研究機構 (KEK) と欧州合同原子核研究機関 (CERN) との間で、ILC の研究開発に関する新たな枠組みとなる ITN に関する協定が締結されました。

米国においては、素粒子物理学プロジェクト優先順位決定委員会 (P5) が、今後の素粒子物理学プロジェクトの優先順位に関する答申レポートを公表し、「FCC-ee (欧州で検討されている ILC より次世代型の加速器施設) と ILC という海外のプロジェクトに、米国は大きな役割を果たすことを推奨する」とされております。

こうした情勢の下、日本政府による令和 5 年度 ILC 関連予算は、令和 4 年度の 4.8 億円から倍増の 9.7 億円が計上されました。

このような国内外の動向を踏まえ、当協議会においては、ILC 実現を見据えた情報収集活動や要望活動等、ILC 受け入れ整備等を図るための事業を実施しました。

【令和 5 年度事業】

1 総会

期 日：令和 5 年 6 月 23 日（金） 午後 1 時 30 分～
会 場：シーパル大船渡 大会議室
内 容：総会、講演会
講 師：岩手県 ILC コーディネーター 大平 尚 氏
演 題：ILC 計画の現状について

2 ILC の誘致・実現に関する要望活動

(1) 大船渡市による要望活動

期 日：令和 5 年 7 月 24 日（月）・25 日（火）
要望先：内閣官房、内閣府、復興庁、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、県選出国會議員

(2) I L C実現建設地域期成同盟会による要望活動

期 日：令和5年11月28日(木)

要望先：文部科学省、財務省

(3) 三陸沿岸都市会議による要望活動

期 日：令和5年6月6日(火)

要望先：財務省

3 I L C計画の普及・啓発

(1) I L C講演会

期 日：令和5年9月23日(土)

会 場：大船渡市民文化会館 マルチスペース

主 催：岩手県

共 催：大船渡市、岩手県国際リニアコライダー推進協議会、東北I L C事業推進センター

内 容：① 三陸港湾の活用とI L Cを生かしたまちづくりについて

② 地球村創生ビジョンとI L Cについて

③ 地域資源とI L Cを生かしたまちづくり

講 師：① 大船渡市長、② 岩手県I L Cコーディネーター 大平 尚氏、③ (株)NTTファシリティーズ 平井 貞義氏

(2) 第41回大船渡市産業まつりでのI L Cブース出展

出展日：令和5年10月8日(日)・9日(月・祝)

会 場：上記まつり会場(大船渡駅前広場)

内 容：I L C普及啓発パネル展示、I L Cパンフレットやノベルティの配布等によりI L C計画のPR活動を実施した。

(3) 「科学のびっくり箱！なぜなにレクチャー」

期 日：令和6年1月13日(土)

会 場：シーパル大船渡 大会議室

主 催：大船渡市、トヨタ自動車株式会社

内 容：小学生(4～6年生)を対象とした科学工作教室

※ I L C紹介パンフレットの配布等により、I L C計画の普及・啓発活動を実施した。

4 関係機関・団体等で実施する講演会、技術セミナー等への参加・協力

(1) I L C実現を見据えた取組や最新の動向に関する情報収集

※ 詳細は、別紙「令和5年度講演会・セミナー等参加実績」のとおり

・リニアコライダー(先端型加速器)国際研究所建設推進議員連盟拡大総会
(主催：リニアコライダー(先端型加速器)国際研究所建設推進議員連盟)

1回

- ・ I L C 技術セミナー（主催：いわて加速器関連産業研究会） 1 回
- ・ 東北 I L C 推進協議会総会（主催：東北 I L C 推進協議会） 1 回
- ・ I L C 講演会（主催：東北 I L C 推進協議会） 2 回
- ・ I L C 講演会（主催：岩手県） 1 回
- ・ K E K × 東経連クロストーク
（主催：KEK、東経連ビジネスセンター） 1 回
- ・ I L C 講演会（主催：岩手県 I L C 推進協議会） 1 回
- ・ I L C 実現建設地域期成同盟会講演会（主催：I L C 実現建設地域期成同盟会） 1 回
- ・ 岩手県グリーン I L C セミナー（主催：岩手県） 1 回

(2) 関係機関が出展する I L C ブース運営への協力

「VACUUM 2023 真空展」運営の協力

期 日：令和 5 年 11 月 29 日（水）～12 月 1 日（金）

会 場：東京ビッグサイト 西ホール（東京都）

主 催：（一社）日本真空工業会、（公社）日本表面真空学会、日刊工業新聞社

(3) 関係機関・団体等で実施する講演会の後援

I L C 講演会（主催：東北 I L C 推進協議会）の後援

・ 第 1 回開催：令和 5 年 12 月 1 日（水）

・ 第 2 回開催：令和 6 年 3 月 7 日（木）

令和5年度講演会・セミナー等参加実績

別紙

No	日付	場所	相手方・主催者	内容
1	4月27日	オンライン	リニアコライダー（先端型加速器）国際研究所建設推進議員連盟	リニアコライダー（先端型加速器）国際研究所建設推進議員連盟拡大総会
2	6月1日	オンライン	いわて加速器関連産業研究会	第1回 I L C 技術セミナー
3	6月6日	オンライン	東北 I L C 推進協議会	東北 I L C 推進協議会総会
4	8月21日	オンライン	岩手県国際リニアコライダー推進協議会	I L C 講演会
5	9月23日	大船渡市民文化会館	岩手県	I L C 講演会
6	11月21日	オンライン	KEK、東経連ビジネスセンター	第7回「KEK×東経連BCクロストーク」
7	12月1日	オンライン	東北 I L C 推進協議会	I L C 講演会
8	12月6日	ベリーノホテルー関	I L C 実現建設地域期成同盟会	令和5年度 I L C 実現建設地域期成同盟会講演会
9	2月25日	いーすとぴあ宮古	岩手県	第12回グリーン I L C セミナー
10	3月7日	オンライン	東北 I L C 推進協議会	I L C 講演会

議案第2号 令和6年度事業計画(案)について

令和6年度事業計画(案)

現在、欧州においては、次期の欧州素粒子物理戦略策定が1年程度前倒しされ、2025年に集中的な議論が行われることとなったことから、日本においても、2025年の早い時期に政府のILCに関するスタンスを示すことが必要とされております。

国内では、令和5年4月にILC超党派国会議員連盟総会が開催され、副会長に鈴木俊一衆議院議員(財務大臣)が選出される等、東北選出の国会議員が新役員に就任するとともに、令和6年3月にも総会が開催され、この中で内閣府イノベーション推進事務局から、内閣府と文部科学省の担当部局で構成する「将来の高性能加速器に関する連絡会」を設置し、ILC等に関する情報共有を進めていることが報告されました。

このようなILC計画をめぐる国内外の情勢を踏まえ、ILC実現建設地域期成同盟会等とともに、地域一丸となった誘致活動により、政府のILC実現に向けた判断を強力に後押しする必要があります。

当協議会においても、市内外問わず広くILCへの関心をより高める取組が重要であるとの認識の下、市民等に対し、ILCの必要性や重要性を訴える講演会等を開催し、地域の機運醸成を図るとともに、ILCの受け入れに係る取組等を積極的に推進します。

【令和6年度事業計画案】

1 総会

期 日：令和6年8月26日(月)

会 場：大船渡市民文化会館 1階 会議室1・2

内 容：令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画(案)について

2 ILCの誘致・実現に向けた要望活動

(1) 大船渡市による要望活動【実施済】

期 日：令和6年7月31日(水)、8月1日(木)

要望先：内閣官房、内閣府、復興庁、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、県選出国會議員

(2) 三陸沿岸都市会議による要望【実施済】

期 日：令和6年6月12日(水)

出席者：大船渡市長、陸前高田市長、宮城県気仙沼市長

要望先：財務省、文部科学省、経済産業省、自由民主党、県選出国會議員

(3) 当協議会及び市が参画している関連団体の要望活動への積極的な出席

3 I L C 計画の普及・啓発

(1) 「科学のびっくり箱！なぜなにレクチャー」【実施済】

期 日：令和6年7月28日（日）

会 場：サン・リアショッピングセンター いこいの広場

主 催：大船渡市、トヨタ自動車株式会社

内 容：小学生（4～6年生）を対象とした科学工作教室

※ I L C 紹介パンフレットの配布ほか、当該ショッピングセンター来場者向けに I L C 解説パネルを展示する等、I L C 計画の普及・啓発活動を実施した。

(2) I L C 講演会

期 日：令和6年8月26日（月）

会 場：大船渡市民文化会館 1階 マルチスペース

主 催：大船渡市 I L C 推進協議会

演 題：国際リニアコライダー（I L C）計画の実現に向けて

講 師：岩手県副知事 佐々木 淳 氏

(3) 第42回大船渡市産業まつりでの I L C ブース出展

4 東北 I L C 事業推進センター部会活動

実験装置組立・検査拠点及び物流に関する検討部会会員としての活動

5 関係機関・団体等で実施する講演会、技術セミナー等への参加・協力

※ 現在、予定されているもの

(1) VACUUM 2024 真空展（主催：一社日本真空工業会、公社）日本表面真空学会、日刊工業新聞社）における I L C ブースへの職員派遣（令和6年9月）

(2) I L C 解説セミナー（主催：東北 I L C 事業推進センターほか）の当市開催に係る協力（令和7年2月頃）

令和6年度 大船渡市 I L C 関連予算

■国際リニアコライダー誘致促進事業 1,593 千円

(単位：千円)

項目	予算額	摘要						
旅 費	364	講演会講師旅費・I L C 関連要望旅費等						
需用費	144	消耗品費等						
使用料 及び賃借料	15	駐車料等						
負担金補助 及び交付金	1,070	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">東北 I L C 事業推進センター負担金</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> </tr> <tr> <td>岩手県国際リニアコライダー推進協議会負担金</td> <td style="text-align: right;">20</td> </tr> <tr> <td>東北 I L C 推進協議会負担金</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> </table>	東北 I L C 事業推進センター負担金	1,000	岩手県国際リニアコライダー推進協議会負担金	20	東北 I L C 推進協議会負担金	50
東北 I L C 事業推進センター負担金	1,000							
岩手県国際リニアコライダー推進協議会負担金	20							
東北 I L C 推進協議会負担金	50							
合 計	1,593							

大船渡市 I L C 推進協議会規約

(設置)

第1条 国際リニアコライダー（以下「I L C」という。）の東北（北上高地）への建設実現のため、大船渡市 I L C 推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 関係機関・団体等と連携した I L C の東北（北上高地）への誘致推進に関すること。
- (2) I L C 計画の理解促進に係る情報の提供及び共有に関すること。
- (3) その他目的の達成に必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、大船渡市内の関係機関及び団体等をもって構成する。

2 協議会に係る加入及び退会は、所定の書面を会長に提出するものとする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、総会において選任する。

(役員任期)

第5条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後であっても、後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、出席者をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第7条 協議会の運営に要する経費は、大船渡市が負担する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、大船渡市企画政策部 I L C 推進室内に置く。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。